

○越前市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月1日

条例第10号

改正 平成18年8月1日条例第27号

平成20年9月18日条例第25号

平成21年1月15日条例第1号

平成23年3月28日条例第7号

平成25年2月26日条例第1号

(題名改称)

令和2年6月11日条例第23号

令和3年2月19日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項まで及び越前市議会基本条例(平成22年越前市条例第1号)第18条第2項の規定に基づき、越前市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例27・平20条例25・平23条例7・平25条例1・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、越前市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(平18条例27・平23条例7・平25条例1・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額6万円を四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月(以下「交付月」という。)に当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに議員になった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その前日とする。

(平23条例7・平25条例1・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(平25条例1・全改)

(収支報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(平25条例1・全改)

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第4条に定める経費の範囲に

基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還し、並びにその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該返還額及びその年度に支出した総額の合計額を控除して残額があるときは当該残額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が、この条例に違反した場合は、政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(平 2 3 条例 7 ・ 旧第 8 条繰上 ・ 一部改正、平 2 5 条例 1 ・ 一部改正)

(提出収支報告書の保存及び閲覧)

第 7 条 議長は、第 5 条第 1 項の規定により提出された収支報告書(以下「提出収支報告書」という。)を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、提出収支報告書(越前市情報公開条例(平成 1 7 年越前市条例第 2 6 号)第 1 0 条各号に掲げる情報が記録されている部分を除く。)の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧について必要な事項は、議長が別に定める。

(平 2 1 条例 1 ・ 追加、平 2 3 条例 7 ・ 旧第 9 条繰上 ・ 一部改正、平 2 5 条例 1 ・ 一部改正)

(適正な運用の確保)

第 8 条 議長は、提出収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用が図られるよう努めるものとする。

(平 2 5 条例 1 ・ 全改)

(補則)

第 9 条 政務活動費の交付を受けた議員が死亡した場合は、その議員の相続人が収支報告書の提出及び政務活動費の返還の義務を負う。この義務の履行については、第 5 条並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定の例による。

(平 2 3 条例 7 ・ 追加、平 2 5 条例 1 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が議長と協議して定める。

(平 2 1 条例 1 ・ 旧第 9 条繰下、平 2 3 条例 7 ・ 旧第 1 1 条繰上、平 2 5 条例 1 ・ 一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 1 3 年武生市条例第 1 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和 2 年度に交付する政務活動費の特例)

3 令和 2 年 7 月、同年 1 0 月及び令和 3 年 1 月に交付する政務活動費の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による月額からそれぞれ 2 万円を減じた額とする。

(令 2 条例 2 3 ・ 追加)

附 則(平成 1 8 年 8 月 1 日条例第 2 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の越前市議会政務調査費の交付に関する条例は、平成 1 8 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 0 年 9 月 1 8 日条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 2 0 年法律第 6 9 号)の施行の日(平成 2 0 年 9 月 1 日)から適用する。

附 則(平成 2 1 年 1 月 1 5 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月28日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に交付を受けた政務調査費に関しては、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月26日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の越前市議会政務活動費の交付に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成25年3月分の政務活動費は、前項に規定する日に在職する議員に対し、議長が市長と協議して指定する日に6万円を交付する。
- 3 第2条の規定による改正前の越前市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定にかかわらず、平成25年3月分の政務調査費は交付しない。
- 4 旧条例の規定により交付された政務調査費に係る手続に関しては、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月11日条例第23号)

この条例は、令和2年6月11日から施行する。

附 則(令和3年2月19日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(平25条例1・追加)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費並びに団体等が開催する研究会の参加に要する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式(第5条関係)

(平25条例1・全改、令3条例1・一部改正)

別記様式(第5条関係)

年 月 日

越前市議会議長 殿

議員氏名

年度政務活動費収支報告書の提出について
越前市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書
議員氏名

1 収入
政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

3 残額 (収入額－支出額) _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。